麻原の二男は、麻原の言辞を引いて、自身が「宗教の王」、麻原の妻が「宗教の後見人」とされた旨述べているところ、麻原の妻は、現在も、「Aleph」の幹部構成員から、「宗教の後見人」として麻原の二男を補佐する立場であると認知されているのみならず、「Aleph」から経済的実質の伴わない「絵画使用料」名目で多額の資金提供を受けて、その資金を管理しながら生計を立てている。

以上のとおり、麻原の妻は、「Aleph」から「絵画使用料」名目で提供された資金等の管理をするほか、平成14年10月の出所後、本団体及び「Aleph」の活動方針を左右する重要な意思決定に関与し続けてきたことが認められ、さらに、前記第３・１で述べた「Aleph」の位階制度に基づく上命下服の体制も加味すれば、「正大師」の位階を有する麻原の妻が、依然として、「Aleph」の事務に従事し、かつ、その意思決定に関与し得る立場にあることは明らかであって、「Aleph」の役職員と認められる。

ｄ　以上の事実から、少なくとも平成26年頃から、麻原の二男及び麻原の妻は「Aleph」の役職員であると認められるにもかかわらず、本件一部不報告に及ぶ以前から、「Aleph」は麻原の二男及び麻原の妻が「Aleph」の役職員である事実について一切報告してこなかったものである。

(ｲ)　構成員に関する不報告

麻原の二男及び麻原の妻について、報告していない。

なお、「構成員」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体への加入者を指すものであり、当該団体への明示的な加入行為があればそれによるが、そのようなものがない場合でも、当該団体から加入者として認知されていればそれで足りるものと解されるところ、前記(ｱ)・ｂ及びｃで述べた事実関係に照らせば、麻原の二男及び麻原の妻が「Aleph」の構成員にも該当することは明らかである。

「Aleph」が、本件一部不報告に及ぶ以前から、麻原の二男及び麻原の妻が構成員であることを一切報告してこなかったことは、前記(ｱ)・ｄで述べたのと同様である。

また、本件一部不報告に及ぶ以前から、令和８年２月15日付け「報告書」に至るまで、20歳未満の構成員を一切報告していない上、在家の構成員の一部について、「報告書」中の氏名及び住所の記載欄を「白抜きの扱いとする。」などとして空欄で掲載し、報告していない。さらに、同年５月14日付け「報告書」においては、前記20歳未満の構成員や「白抜き」とされていた構成員を含む全ての在家の構成員について、氏名及び住所を一切報告せず、同「報告書」の提出期限である令和８年５月15日から１か月以上が経過した同年６月30日時点においても、これを報告していない。

(ｳ)　活動の用に供されている土地及び建物に関する不報告

新越谷施設及び滋賀県甲賀市水口町所在の「Aleph」管理下の施設・通称「水口施設」の全部並びに埼玉県越谷市北越谷所在の「Aleph」管理下の施設・通称「北越谷施設」(以下「北越谷施設」という。)の一部の所在、地積（規模）及び用途について、報告していない。

なお、「Aleph」の役職員である麻原の二男は、前記(ｱ)・ｂで述べたオンラインの方法による会議や祭祀活動等の団体の活動を新越谷施設において行っていたと認められ、新越谷施設には、これらの活動に供される教本等が存在していたことからすれば、新越谷施設は、「団体の活動の用に供されている建物」として、その所在、規模及び用途を報告すべき対象であると認められる。

「Aleph」が、本件一部不報告に及ぶ以前から、新越谷施設について一切報告してこなかったことは、前記(ｱ)・ｄで述べたのと同様である。

(ｴ)　団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する不報告

令和元年11月14日付け「報告書」まで記載され、令和２年２月以降に報告されなくなった収益事業のうち、廃業した収益事業を除く計８の収益事業（以下「計８の収益事業」という。）の種類及び概要等について、報告していない。

なお、収益事業について、「Aleph」は、「収益事業は「Aleph」が経営するものではなく、法的義務として報告することはできない。」旨主張しているが、計８の収益事業は、代表者等がいずれも「Aleph」の出家した構成員であるところ、「Aleph」においては、「不所有の戒律」に基づき、出家した構成員について個人資産の保有が認められていないこと、本店所在地がいずれも「Aleph」の施設であり、かつ、従業員も「Aleph」の出家した構成員であること、事業内容が在家の構成員に対する指導や物品販売等で「Aleph」の活動と一体であり、「Aleph」からの経済的独立性もないことなどから、「Aleph」が実質的に経営する収益事業であり、団体の営む収益事業に該当することは明らかである。

(ｵ)　資産に関する不報告

「Aleph」の預貯金及び少なくとも計８の収益事業の資産について、報告していない。

(ｶ)　出家した構成員の位階に関する不報告

出家した構成員の位階について、報告していない。

ウ　指導状況

公安調査庁は、「Aleph」に対し、本件一部不報告に係る要報告事項等を報告するよう文書により繰り返し指導を行ったものの、「Aleph」は、かかる文書の受取を拒否するなどして指導に応じず、結局、現在に至るまで、本件一部不報告を継続している。

4　再発防止処分下における「Aleph」の活動状況

「Aleph」は、令和５年３月決定後、建物の一部の使用が禁止された施設（以下「一部使用禁止施設」という。）において、使用禁止とされた道場等に保管されていた物品を使用が禁止されていない場所へ移動させた上で、相当数の在家の構成員を出入りさせるなどして、道場以外の場所を実質的に道場と同じように使用したり、屋外において在家の構成員を対象とした行事を開催したりするなど、活動内容を変化させた。

令和５年７月請求以降は、一部使用禁止施設において、引き続き、相当数の在家の構成員を出入りさせるなど、施設内での活動を継続するほか、在家の構成員に対し、ウェブ会議システムを用いて在宅のまま指導を受けさせたり、屋外における修行を行わせたりするなど、施設外での活動を企図したと考えられる活動を行う一方、施設内において寝室を拡大して使用禁止の処分を回避しようとしたものと考えられる活動も認められた。また、一部の施設については、在家の構成員のための道場としての使用をやめたと主張しているものの、その部屋の内部に祭壇や音響機器を設置し続けるなど、道場機能をそのまま維持していることなどから、依然として、在家の構成員のための道場としての運営を続け、少なくともそれが極めて容易かつ可能な状況にあると認められた。

令和５年９月決定以降、「Aleph」は、在家の構成員が多数参集していた施設の道場が使用禁止となっていたこともあり、在家の構成員に対し、施設に出入りさせたり、各種セミナー等の行事を開催して参加させたりすることは控えるようになった。その結果、在家の構成員から徴収する資金については大幅に減少している状況がうかがえた。一方で、「Aleph」は、在家の構成員に対し、自宅での修行を指示したり、「Aleph」が実質的に経営する収益事業を継続させたりするとともに、その活動に用いることが可能な車両を配備したり、出家した構成員名義で新たに不動産を確保したりするなど、その活動を潜行化させていることが認められた。